

旭川市飲食店感染防止対策認証取得奨励金 申請の手引き

令和3年11月26日

旭川市に所在する飲食店の北海道飲食店感染防止対策認証制度における認証取得を推進するため、同認証を取得しCO2センサーを導入し適切な換気に取り組む店舗を対象に奨励金を給付します。

⚠️ 事前確認

本奨励金の申請に当たっては、「北海道飲食店感染防止対策認証制度」の認証を受けている必要がありますので、対象となる方は、まずは北海道へ申請してください。

北海道飲食店感染防止対策認証制度 概要

北海道が定める新型コロナウイルス感染防止対策に必要な事項について取組状況を確認し、対策が実施されている場合に認証する仕組みです。

■対象

道内で飲食業の営業許可を受けている事業者

※ ただし、申請書の提出は対象店舗ごとになります。

■申請受付期間

随時受付中

※ 旭川市の奨励金の申請期限が令和4年2月28日(月)のため、認証取得日に余裕を持って申請してください。

■詳細はコールセンター又はホームページへ

0570-783-816 (平日 9:00~18:00)

<https://do-safety.jp/>



I 旭川市飲食店感染防止対策認証取得奨励金の概要

給付要件	<ul style="list-style-type: none">■奨励金の申請時点で旭川市内に所在する道の認証取得店舗（取消しをされていないこと。）■事業継続の意思があること■CO2センサーを設置し、適切な換気を行っていること■暴力団関係事業者に該当しないこと ※ 詳細は次項「II」を参照
給付額	認証店 1 店舗当たり 20 万円
申請方法	申請書に必要事項を記入の上、北海道から交付された「認証書」の写し及び設置済みのCO2センサーの写真・購入時の領収書の写し等を添付し、下記担当に郵送。
申請期間	令和3年11月26日(金)～令和4年2月28日(月)(必着)
担当	〒070-8004 旭川市神楽4条6丁目1-12 道の駅あさひかわ2階 旭川市 経済部 経済交流課 認証奨励金担当 電話 0166-73-9850 (平日 9 時 00 分～17 時 00 分)

Ⅱ 給付要件

本奨励金の給付は、次の1から4まで全ての要件を満たす事業者が対象となります。

- 1 旭川市内で「北海道飲食店感染防止対策認証制度」の認証を受けた飲食店を運営している。
- 2 事業継続の意思があること
- 3 申請店舗ごとに必要な数のCO2センサーを設置し、換気に留意していること
※CO2センサーの仕様等や設置方法については別紙「二酸化炭素濃度測定器（CO2センサー）について」を参照してください。
- 4 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が旭川市暴力団排除条例（平成26年条例第16号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは同条例第7条に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。

Ⅲ 申請手続き

2

1 本奨励金の申請に必要な書類等の入手方法

- (1) 旭川市公式ホームページ【ダウンロード】
(URL) <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/502/d074264.html>
- (2) 旭川市役所第三庁舎 1階玄関内（旭川市6条通10丁目）【書面配布】
- (3) 道の駅あさひかわ1階 24時間トイレ側出入口（旭川市神楽4条6丁目1-12）【書面配布】



2 申請書類の提出

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 北海道飲食店感染防止対策認証書の写し
- (3) 振込を希望する口座情報がわかるもの
- (4) CO2センサー購入時の領収書の写し（申請全店舗分・リース等の場合は契約書写し）
- (5) 設置済みCO2センサーの稼働中の写真
（申請全店舗分・店内及びセンサー表示部がわかるように撮影してください。）
- (6) 本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し・個人事業主のみ）
※ 購入時の領収書がない場合は申請書に記入願います。また、リース等の場合の契約書の写しは必須です。
※ 必要に応じて追加書類の提出や説明を求められることがあります。また、申請書類は返却いたしません。

3 申請受付期間及び受付方法

- (1) 申請受付期間
令和3年11月26日（金）から令和4年2月28日（月）まで 【2月28日必着】
- (2) 申請受付方法

郵送で受付

※ 簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。

【提出先】

〒070-8004 旭川市神楽4条6丁目1-12 道の駅あさひかわ2階

旭川市 経済部 経済交流課 奨励金担当 宛て

※郵送料金不足に注意し、封筒に差出人の住所及び氏名を必ず御記入ください。

IV 給付の決定

1 給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められた場合に奨励金の給付を決定します。

※ 申請内容に不明な点があれば、電話等により内容確認をさせていただくことがあります。

2 給付額

対象店舗ごとに奨励金20万円を事業者に給付します。

例：3店舗が対象となった場合は合計60万円を事業者に給付します。

3 給付決定の通知

審査の結果、本奨励金を給付する又は給付しない決定をしたときは、後日、給付決定通知書又は不給付決定通知書を発送します。

V 誓約事項

3

申請に当たっては、次の事項すべてに同意いただく必要があります。

- 1 給付要件を満たしており、申請書の記入内容に相違ありません。
- 2 今後も事業を継続する意思があります。
- 3 申請者（代表者）、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等は、旭川市暴力団排除条例（平成26年条例第16号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは同条例第7条に規定する暴力団関係事業者ではありません。
- 4 営業をする際、北海道が示す「感染防止対策に係る認証の基準」に基づき適切に対応します。
- 5 申請書類に記入された情報は、公的機関（国・北海道・保健所・税務当局・警察等）の求めに応じて提供することに同意します。
- 6 申請内容に虚偽やその他不正等が判明した場合は、奨励金の返還に応じ、旭川市が事業者名を公表することに同意します。
- 7 申請があった店舗のうち奨励金の給付対象となった店舗を、対策実施店として旭川市が公表することに同意します。

VI その他

- 1 本奨励金の給付決定後、不正等が発覚した場合は、旭川市は、本奨励金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は、奨励金を返還することとなるとともに、事業者名を公表することがあります。
- 2 本奨励金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、旭川市は対象となる事業者の運営実態等に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 申請書類に記入の情報を公的機関（国・北海道・保健所・税務当局・警察等）に提供する場合がありますので同意の上申請願います。